

## 第234回千葉市開発審査会議事要旨

- 1 日 時：平成26年11月28日（金）午後3時00分～午後5時00分
- 2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「海鷗」
- 3 出席委員：島崎克美委員、藤原七重委員、板谷和也委員、鈴木雅之委員、  
澤田いつ子委員
- 4 本市出席者：谷津都市部長、後藤宅地課長、三山審査第一係長、小倉審査第二係長
- 5 事務局出席者：岡本担当課長、中野企画調査係長、岩楯主任主事、高野主任主事、  
植草主事
- 6 議 題
  - (1) 審査案件審議
    - ア 議案第1号 開発行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法第34条第14号、  
千葉市開発審査会付議基準第3（既存集落内における自己用住宅の  
建築）
    - イ 議案第2号 開発行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法第34条第14号、  
千葉市開発審査会付議基準第8（幹線道路等の沿道等における流通業  
務施設の建築）
    - ウ 議案第3号 開発行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法第34条第14号、  
千葉市開発審査会付議基準第8（幹線道路等の沿道等における流通業  
務施設の建築）
    - エ 議案第4号 建築行為の許可について  
(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ、  
千葉市開発審査会付議基準第6（屋外施設等の付帯施設の建築）
  - (2) 事後報告案件
    - ア 計画内容の変更（予定建築物等の敷地若しくは用途の変更又は予定建築物の規模  
の変更で増加する床面積の合計が10平方メートルを超えるものを除く。）  
：1件
  - (3) 付議基準についての連絡事項
- 7 議事の概要
  - (1) 審査案件審議
    - ア 議案第1号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

- イ 議案第 2 号 開発行為の許可について  
本件は許可相当とすることに決定した。
- ウ 議案第 3 号 開発行為の許可について  
本件は許可相当とすることに決定した。
- エ 議案第 4 号 建築行為の許可について  
本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

次回の千葉市開発審査会の開催日は、平成 26 年 12 月 26 日（金）と決定した。